



# 陳 情 書

(陳情名)

新文化複合施設の工期遅延に伴う損害金請求の件

陳情者住所

.....米沢市大町四丁目4番43号

氏名 米沢を良くする会

.....代表 安原久夫

電話 090-6228-4445



平成28年2月18日

米沢市議会議長 様

(陳情の要旨又は理由)

## I 要旨

- ① 計画時から寄せられた多くの市民の反対の声を無視して、前市長の手によって強引に進められた新文化複合施設は、計画工期18カ月を大幅に超過する30カ月の期間を要する工事となっています。
- ② 米沢市建設工事請負契約約款第48条に基づく違約金の請求を、請負業者に求める議案を上程の上、決議する事を求めます。

## II 理由

- ① 延長された工期12カ月の内、6ヶ月については当局が不正に交付金を受領する為、周知の地下埋設障害物の存在を隠蔽したことが原因であり請負業者に責任が有るとは言い難いが、積算に当たり質問が認められ、地下埋設障害物の確認を行っていない事から、全く責任が無いとは言えません。
- ② 着工前の周辺住民への説明会でも、障害物の存在は参加住民から指摘があり請負業者は施工に問題が無いと回答しています。
- ③ 障害物撤去後、冬季間にコンクリート工事が掛る事を理由に3カ月工期延長を行い27カ月の工期を得たにも拘らず、承認された工期内に完工する事が出来ず、さらに3カ月の工期延長を行い都合30ヶ月の工期となっています。
- ④ 障害物後に承認された3カ月の工期延長は、降雪期(12-2月)の工事を全休しても、当初工期が適正なもので有れば完工できる物で有り再度の工期延長は、請負業者の施工能力の欠如としか言えず、まさに米沢市建設工事請負契約約款第48条1項に記載された「受注者の責めに帰すべき事由」に該当します。
- ⑤ 実施工程表を見れば、平成26年12月時点で工事の遅れは明白であり、12月初旬に完工する1階部分が翌年3月末まで掛り、先に延長が認められた工期内に完工する事は不可能と認識しながら、建設工事に係わるいきさつを熟知した改選前の市議会に諮れば、工期延長に伴う工事費の増額が否決される事を恐れ、改選後の議会で審議されるよう6月まで工事の遅れを挽回可能であるかのように偽装していたことは明らかです。
- ⑥ 前市長が自己の選挙対策しか頭に無い事に目を付け、選挙が近い時期に申し出れば理不尽な申出であっても、認められるとの思惑の基、9月議会に上程される6月末に工期延長及び、工期延長に伴う工事費の増額を申し出、予定通り9月議会で承認されています。

これは前市長の公費を流用した選挙対策です、先例のない工事遅延に伴う工事費の増額が、業者の責任を問わずに承認されています。

⑦ 当局は工事遅延が不可抗力であり、米沢市建設工事請負契約約款に不可抗力による工事遅延に関する費用負担の記載が無い事を理由に、第58条を適用し強引に公費の無駄使いを実施しました。

しかし、費用の算出に当たり業者からの提示金額の記録は存在せず、不可抗力による損害を取り決めた第32条に反する手順で求められた金額が支払われています。

⑧ 2元代表を公言する両代表が承認した、前記の費用を取り消すことは請負業者にとっても想定外の措置であり不利益を被る事から認めざるを得ませんが、遅延損害金の請求を行う事は市民の権利です。

⑨ ある統計によれば図書館の利用は住民の1割程度との結果が出ています、この少ない利用者を相手に迷惑をかけたとしています。中心市街地を南北に4年に亘り分断し、周辺住民の日常生活に多大な悪影響を及ぼしたことへの謝罪は聞かれません。

この分断により廃業に追い込まれた事業者が多数存在することを認識してください。

⑩ 工事の遅れにより市民に多大な損害を与えたことは明らかです。

米沢市建設工事請負契約約款第48条に基づき遅延日数180日（障害物で3カ月、選挙対策3カ月）に対し法定利率（当市市税条例延滞金利率年14.6%）を請負金額に乗じた金員を遅延損害金として請求し、迷惑を被った市民の負担軽減を謀って下さい。